

《 指定訪問看護 》

重要事項説明書

医療法人 恒仁会
新潟南訪問看護ステーション

あなた（利用者）に対する精神科訪問看護の提供開始にあたり、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所の概要

事業所の名称	新潟南訪問看護ステーション	県指定年月日	平成7年11月1日
法人名	医療法人 恒仁会		(番号0190074)
所在地	新潟市中央区鳥屋野2009番地3		
電話番号	025-284-7511	管理者	野田 菜穂子
営業日	月曜日から土曜日までです。		
営業時間	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時30分	
	土曜日	午前8時30分～午後0時30分	
通常の事業の実施地域	新潟市中央区、江南区 但し、中央区は鳥屋野・上山・山潟・宮浦・東新潟地域 江南区は、曾野木中学校区域のみ		

□

2. 従業者の勤務体制

職 種	保健師	常勤	人	計	人
	看護師	常勤	人		
	事務員		1 人		

□

3. 提供するサービスの内容

(1) 「訪問看護」は、病状や療養生活に不安のある方に、介護度にかかわらず訪問看護師がそのお宅を訪問し、健康管理や療養上の世話、または必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復や向上を図るサービスです。

※訪問看護実施者については、精神疾患を有する方に対する看護について相当の経験を有する看護師等が行います。

(2) サービスの内容

- 健康管理（病状観察、内服薬の管理、血圧測定など）
- 日常生活の看護（栄養、食事、清潔、排泄など）
- 医師の指示による医療的処置、管理（留置カテーテルの管理、創傷の処置など）
- リハビリテーション
- 療養上の介護指導・相談
- 認知症の看護
- 終末期の看護
- その他

□

(3) あなたのサービス利用日及び利用時間は、おおむね次のとおりです。

利 用 日	利 用 時 間
	: ~ :
	: ~ :

4. 業務取扱い方針

- (1) 訪問看護の提供の開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- (2) わたしたちは、精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を定期的に作成し、これを主治医に提出し、主治医の指示を受けることとします。
- (3) 精神科訪問看護計画書の作成に当たっては、主要事項について、あなた又はご家族に対して説明し同意を得たのち交付します。
- (4) あなたの心身の状況やご家庭の環境を踏まえ、わたしたちが作成する「精神科訪問看護計画」に添って、家庭においてできるだけ自立した生活が送れるよう、訪問看護を提供します。

5. 担当の職員

あなたを担当する訪問看護師及びその管理責任者は次の者です。

・訪問看護師 氏名 _____ (資格： 看護師 理学療法士等)

・訪問看護師 氏名 _____ (資格： 看護師 理学療法士等)

・管理責任者 氏名 野田 菜穂子 (資格：看護師)

6. 利用料金

(1) 基本利用料

①後期高齢者医療制度の対象者

- ・ 75歳以上の方
- ・ 65歳から74歳までの一定の障害のある方で申請した方
 - イ. 一般の方：訪問看護に要する費用の1割
 - ロ. 現役並み所得者：訪問看護に要する費用の3割

②健康保険法（国民健康保険や社会保険など）

- ・ 70歳までの方：3割負担
- ・ 70歳から74歳までの方：高齢受給者証に記載されている一部負担金の割合分

利用料金の詳細は別紙の通りです。

※利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。また、公費負担医療制度、高額療養費制度等にも対応します。

(2) その他の利用料

	内 容	時 間 区 分 等	利 用 料
実費負担	日曜・祝祭日・年末年始の休業日の訪問看護	1日につき	別途3,300円
	訪問の往復の交通費	1回の訪問につき	①実費相当額（タクシー使用時） ②訪問車の場合は下記に準ずる ・片道2km未満220円 ・片道1km増すごとに220円加算

《その他》

制度外の訪問看護となる場合は、オプションサービスの利用表に沿った利用料となります。

(3) あなたにお支払いいただくサービス開始月の利用料金は、おおむね次のとおりです。

	基本料金	回数	基本利用料（10割）	利用者負担金（割）	
	利用者負担金	月1回目	/	円	円
月2回目以降			円	円	
加算		24時間対応体制加算	/	円	円
		特別管理加算	/	円	円
		市町村等への情報提供	/	円	円
		退院時共同指導加算		円	円
		退院支援指導加算		円	円
		退院支援指導加算	/		
				円	円
医療保険小計			/		円
交通費				円	/
合計				円	

《キャンセル料》

利用予定日当日の不適切な理由による突然のキャンセルの場合は、次のキャンセル料をいただきますので、十分ご注意ください。ただし、あなたの体調の急変などのやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。※キャンセル料は税別料金となります。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日当日	基本利用料の100%の額

*あなたの都合によりサービスの利用を中止（キャンセル）する場合は、速やかに営業時間内に次の連絡先までご連絡ください。

025-284-7511

(4) (1)及び(2)の利用料金は、1ヶ月ごとにまとめて請求いたしますので、次の方法によりお支払い願います。受領後、請求書兼領収書を発行します。

口座 引き落とし	サービス利用月の翌月28日に、下記の口座より引き落とします。			
	銀行・金庫 組合・農協	支店 支所	普通口座	

※ 当事業所は、元受金融機関を北越銀行としたNBセンター代金回収サービス（地域ネット型）を使用しています。

7. 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、必要時には市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. 緊急時等における対応方法

(1) サービスの提供中に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い、指示を求める等必要な措置を講じます。

主治医	主治医医療機関名		主治医氏名	先生
	連絡先			
家族	氏名			
	緊急連絡先			

(2) 24時間対応体制として、下記の連絡先をご使用ください。

緊急時の連絡

① 025-284-7511

② 090-2480-8731

③ 080-1127-7693

9. 苦情相談窓口

当事業所が提供するサービスに関する相談や苦情は、次の窓口で受け付けます。

窓口設置場所	新潟南訪問看護ステーション
担当責任者	野田 菜穂子
連絡先(電話番号)	025-284-7511
受付時間	月～金 午前8:30～午後5:30 土 午前8:30～午後0:30

10. サービスの利用にあたっての留意事項

* サービスの利用にあたってあなたに注意していただきたいことは次のとおりです。

- (1) あなたが、訪問看護師の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので管理者までご連絡ください。
- (2) また事業所の事情により担当の訪問看護師を変更することもありますのでご了解願います。
- (3) 訪問看護師は次の業務はできませんので、ご了解願います。
 - ・年金などの金銭の取り扱い
 - ・留守番や家事援助
 - ・処方箋の取扱いや薬の配達等
- (4) 訪問看護師に対し、贈り物、飲食物の提供はお断りします。
- (5) 体調の変化などでサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所（電話番号025-284-7511）までご連絡ください。
- (6) 当ステーションとの連絡について、特定の通信手段のご希望がある場合は、可能な限り対応させていただきますが、当ステーションの責任ではないことが原因で個人情報漏洩した場合には、当ステーションでは一切責任を負いませんので、ご了承下さい。

□

上記のとおり居宅介護サービスの提供に関する契約を締結します。
尚、別紙の重要事項説明書についても、その内容について説明を受け同意しましたので、この文書が契約書の一部となることに同意します。

上記契約の証として、本契約書を2部作成し、利用者及び事業者の双方が記名のうえ、それぞれ1部ずつ保有します。

令和 年 月 日

(事業者)	所在地	新潟市中央区鳥屋野2009番地3
	事業者名	医療法人 恒仁会 新潟南訪問看護ステーション
	代表者職・氏名	理事長 渡部 透
(説明者)	氏名	
(利用者)	ご住所	
	お名前	
(代理人)	ご住所	
	お名前	
	続柄	

(家族代表) 私は、第11条第2項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、同意します。

家族代表	ご住所	
	お名前	